

第二種型式認証受審を検討されているドローン製造事業者様

2022年12月5日に施行された改正航空法により、無人航空機(以下、ドローン)にも型式認証及び機体認証の制度が導入されました。その第二種認証を取得することにより、従来は必要だった飛行毎の許可・承認が一定の空域・飛行方法^{※1}において、原則として不要となりました。



認証取得のための基準は国土交通省航空局により定められています。この基準に基づき航空局とその認可を受けた登録検査機関^{※2}とが認証検査を行います。

一般社団法人 日本無人航空機検査機構(以下、JUI)は登録検査機関の一つ^{※3}として無人航空機の第二種型式認証検査を行っています。

JUIではドローンの開発経験を有する検査員が安全基準と製品の均一性基準との双方の観点で検査を行います。一例としてJUIの検査の流れは概ね以下の通りです。

①事前調整

JUIは申請者様との事前調整において、申請書類の不備等がないかを確認いたします。事前調整を実施し検査員とドローンの安全に係る認識を共有することにより、その後の円滑な検査事務の遂行を目指します。

②申請

申請に必要な書類等が確認されましたら、それらの添付書類を添えて申請者様から航空局のドローン情報基盤システム 2.0(DIPS2.0)にご申請いただきます。

③検査

JUIは申請型式毎に検査員チームを組織し、各々の専門性を活かして基準への適合性確認を行います。検査に要する期間の目安は概ね3か月以内^{※4}となります。

ドローン製造事業者様におかれましては、製品のユースケース等に照らして、ドローンの利活用シーンでの更なる安全性の確保と普及とに向けて、型式認証・機体認証制度への御理解、認証取得への御検討をお願い申し上げます。

※1 特定飛行のうち DID 上空、夜間、目視外、人又は物件から 30m の距離を取らない飛行であって、飛行させる無人航空機の総重量が 25kg 未満の場合が対象。但し、一部の飛行類型は飛行毎の許可・承認が必要。詳細は国土交通省航空局のホームページ (https://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html#flow) を参照ください

※2 検査機関として登録されているのは、一般財団法人 日本海事協会、一般社団法人 日本無人航空機検査機構、一般社団法人 農林水産航空協会、公益社団法人 無人機研究開発機構。(2024年5月17日現在)
詳細は <https://www.mlit.go.jp/koku/content/001572187.pdf> を参照。

※3 登録番号 第 0002 号

※4 標準的な機体における目安の処理期間。申請者が書類修正・追加試験等に要する期間および特別要件等の検査に要する期間は含みません。



JUIについて

一般社団法人 日本無人航空機検査機構(JUI)は、無人航空機の開発・設計・製造・検査等の経験を有する人材が中心となり 2023 年 1 月に設立しました。
2023 年 3 月には国土交通省航空局の登録を受け、無人航空機の機体の安全性を担保する機体認証及び型式認証に係る検査業務を担う団体となっております。
安全な無人航空機を世に送り出すために JUI は、国が定めた検査要領に基づき検査させていただきます。全ては、「人への安全性」確保のため、国土交通省航空局のご指導を頂きながら検査業務を推進してまいります。

JUI では第二種型式認証取得に係る安全基準・均一性基準の解釈等をまとめた独自の JUI ガイドラインも整備しております。JUI ガイドラインは以下の 4 部構成となっており、航空局が定める**基準の解釈**や**検査のポイント**について解説・記載しています。

- 第1部:検査のポリシー
- 第2部:型式認証プロセス
- 第3部:安全基準について
- 第4部:均一性基準について

図 JUI ガイドライン目次と確認シートイメージ

第1部 検査のポリシー	3
1. 目的	2
2. 検査のポリシー	3
3. 型式認証における関連文書	7
第2部 型式認証プロセス	8
1. プロセスの全体像	9
2. 事前調整 (認証プロセス開始)	11
3. 申請	14
4. 初回審査会から適合性証明計画合意までのフロー	16
5. 初回審査会	17
6. 適用基準等の考慮、設定及び合意	20
7. 特別要件等の調整	21
8. 適合性証明計画	23
9. 製造管理要領	25
10. 設計データの提出及び説明から RFC/W 発行までのフロー	26
11. 設計データの提出、説明及び適合性判定書の発行	27
12. RFC/W 発行から試験報告書作成までのフロー	29
13. 適合検査及び試験立会の実施	30
14. 試験報告書作成	33
15. 初回審査会～製造過程検査の終了まで	34

例えば、型式認証プロセスについては、航空局のガイドラインに示されるフローに加えて JUI における具体的な手続きのプロセスを示すなど、申請者にとってより理解しやすい内容となるようにしています。

また、JUI ガイドラインに加え JUI 独自の「型式申請 添付資料準備状況確認シート」や「適合状況確認シート」なども準備して申請書類の準備を円滑に進めるためのチェックシートも取り揃えております。

シート番号	シート名 (目的)	提出時期	補足説明	型式申請添付資料の作成状況 (申請予定者が記入)
001	型式申請 添付資料準備状況確認シート	型式申請時		資料準備状況 (資料準備済/未準備) 作成状況、資料提出の具体的な時期等
002	適合状況確認シート	型式申請時		適合状況 (適合/不適合) 適合項目について適合確認済/未確認済 K.L.項について作成済み
003	型式申請 添付資料準備状況確認シート (適合項目)	型式申請時		適合項目について適合確認済/未確認済 適合項目について適合確認済/未確認済

JUI は 2023 年度にはすでに申請者様との事前調整を開始しており、今年度は更なる検査業務の円滑化と迅速化とに向けて活動してまいりたい所存です。第二種型式認証取得に当たっては JUI での検査受審についてもご検討いただきたくお願い申し上げます。

お問い合わせ方法：以下からお問い合わせいただけます。

ホームページの問い合わせフォーム：<https://jui.or.jp/contact/index.html>

